

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック石巻東店

石巻市伊原津二丁目136番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

3 市町村の意見の概要

(1) 当該地域周辺は通学路として利用されており、今回の変更により交通量の増加が予想されるので、交通安全対策について十分に配慮すること。

(2) 当該地域は第一種住居地域に面しており、今回の変更により自動車の往来が増えることが予想されるので、周辺環境への悪影響がないように努め、万が一影響が認められた場合は早急に対処すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成26年10月22日から平成26年11月25日まで（ただし，閉庁日を除く。）